

名古屋市における個人市民税収の動向と 所得割税率フラット化の影響

名古屋市立大学大学院経済学研究科附属経済研究所 森 徹

1. はじめに

森(2007)に記したように、名古屋市は大都市(政令指定都市)の中でも、非常に堅実な税収基盤を有した都市であり、市民一人当たりの個人市民税収では横浜市や川崎市、さいたま市など首都圏の大規模郊外都市と比肩しうる水準を示し、固定資産税や法人市民税でも、大阪市に次ぐ大都市中第2位の一人当たり税収を誇っている。こうした堅実な税収構造、とくに製造業の盛んな産業構造を有した都市であるにもかかわらず、法人市民税の倍に近い個人市民税収の確保の故に、森(2008)で構想した国から地方への税源移譲と地方税制の再編においても、所得税から個人市民税への税源移譲によって大幅な税収増が期待でき、外形標準課税化された企業課税の導入と相俟って、地方分権時代における大都市の巨大な財政需要に対処しうる財源確保が可能となると見込まれている。現状(平成19年度決算額)においても、名古屋市の個人市民税収は1,650億円に達し、市税収入の32%を占め、固定資産税(1,862億円, 36.1%)や法人市民税(920億円, 17.8%)とともに、名古屋市の基幹税となっている。

本稿の目的は、上述のように名古屋市の基幹税であり、今後の地方分権時代の進行において名古屋市の財政基盤を支える重要な財源である個人市民税について、平成年代に入ってから税収動向を振り返り、最近の景気状況の変化も考慮に入れて短期的な税収見通しを立てることにあるが、その際、平成19年度から導入された所得割税率のフラット化が個人市民税収の安定化にどれほど寄与したのかという点の検証も行う。

以下、本稿の構成は次の通りである。

2節では、個人市民税収の大部分を占める給与所得者からの所得割税収について、平成元年度(1989年度)以降の税収動向を見た上で、平成19年度から導入された所得割税率の6%のフラット税率化が、平成元年度からすでに適用されていたとした場合、給与所得者からの所得割税収はどのような推移を辿ったかを試算して見ることによって、所得割税率のフラット化による個人市民税収の安定化効果を検証する。ここでの結論は、所得割税率のフラット化は、税収変動そのものを大幅に緩和するほどの安定化効果は期待できないが、景気低迷期において税収の落ち込みを下支えする効果は持つというものである。

3節では、名古屋市における個人市民税の税収見積りの際に重視されている『毎月勤労統計調査』(厚生労働省)の現金給与総額の年間平均指数を用いて、給与所得者の納税者一人当たり市民税所得割課税標準額の動きを説明する回帰式を推計し、これをもとに今後の個人市民税収の短期的な見通しを行う。本稿で立てた見通しによれば、今後1、2年後の個人市民税収は、平成20年度の実績(徴収決定済額)に比べ、50億程度減少するものと見込まれる。

最後の4節では、本稿での分析を踏まえて、今後における名古屋市の税財政運営において重視すべき方向性について議論する。

2. 所得割税率のフラット化と税収の安定性

名古屋市財政局主税部主税課（1989～2008）の平成20年度版によれば、平成20年度における名古屋市の個人市民税収（徴収決定済額）は、1,687億円（所得割における減免税額控除後額）であり、そのうち、所得割税額が1,654億円、均等割税額が33億円である。そして、所得割税額の77.1%にあたる1,274億円が給与所得者からの所得割税収である。所得割税収の総額に対する給与所得者からの所得割税収の割合は、長期的に安定しており、平成元年度以降の推移を見てもほぼ70%～80%の範囲で推移している。したがって、均等割税収が所得割税収の2%程度に過ぎないこととあわせて考えると、個人市民税収の動きは給与所得者からの所得割税収の動きとほぼ平行であり、後者の動向をみることによって個人市民税収の動向を判断することができる。

そこで、平成元年度以降の給与所得者からの所得割税額（徴収決定済額）を見てみると、表1の「所得割税額」の「実績」欄の金額（単位百万円）となっている。表1では、後にフラット税率を適用した場合の税収計算を行うためもあって、課税標準額から所得割税額を求めるプロセスで必要となる金額についても記載している。これらのうち、「算出税額」欄の「実績」は、個々の納税者の課税標準額（課税所得）に対して税率表を適用して求めた税額を積算した金額である¹。表1において、「算出税額」から「所得割税額」の「実績」額を求めるにあたっては、配当や外国税額に係る税額控除額²、国の経済対策に呼応して実施された特別・定率減税額³、および名古屋市が条例によって定めている減免措置による「減免税額」を差し引いている。

表1に示された給与所得者からの市民税所得割税額を用いて、平成元年度から20年度までの税収の変動係数を求めてみると、0.10525となり、税収の変動はそれほど大きくないように見える。しかし、金額的には、最低時の890億円（平成16年度）から最高時の1,339億円（平成5年度）まで449億円の開きがあり、これは、現在の個人市民税収の4分の1を超える変動である。

平成19年度から導入された所得割税率のフラット化は、このような税収変動を緩和し、今後の個人市民税収の安定化に寄与するものと期待される。そこで以下では、所得割税率フラット化の個人市民税収安定

¹平成元年度以降の市民税所得割税率は、次のように変遷して来ている。平成元年度および2年度には、課税標準額120万円以下の部分について3%、120万円超500万円以下の部分について5%、500万円超の部分について8%の税率が適用されていた。その後、3%、5%、8%という税率は変更されなかったが、3%税率の適用される課税標準額区分が、平成3年度には160万円以下、平成7年度には200万円以下に変更され、5%税率の適用される課税標準額区分も、平成3年度には160万円超550万円以下、平成7年度には200万円超700万円以下となり、これに伴い8%税率の適用される課税標準額区分も平成3年度には550万円超、平成7年度には700万円超に変更された。このような3段階の超過累進税率構造は、平成19年度に廃止され、課税標準額の如何に係らず一律6%の税率が適用されるフラット税率化が導入された。

²「税額調整額」も含めている。また、平成17年度以降は、「配当税額及び株式等譲渡所得割額の控除額」も含み、さらに、平成19年度については「調整控除額」を、平成20年度については「住宅借入金等特別税額控除」の金額も含まれている。

³平成6～8および10年度については特別減税額、平成11～18年度については定率減税額である。

化効果の程度を検討する資料を得る目的で、すでに平成元年度から所得割税率が6%のフラット税率となっていた場合を想定して、過去20年間における給与所得者からの市民税所得割税額を推計し、実績と比較することとする。

表1の「所得割税額」の「フラット化」の欄に示された金額が、本稿で求めた推計額である。その導出にあたっては、まず、各年度の課税標準額（実績総額）に6%の一律税率を乗じ「算出税額（フラット化）」を求め、この値から、「税額控除額」、「特別・定率減税額」および「減免税額」を差し引いて、フラット税率の下での「所得割税額」を計算した。ただし、「税額控除額」と「減免税額」については実績額をそのまま用いたが、「特別・定率減税額」については、「算出税額」が異なれば減税額も異なることから、フラット税率の下での算出税額に、算出税額の実績値に対する特別・定率減税額の実績値の割合を乗じて、フラット税率の下での「特別・定率減税額」を求めた。こうして算出したフラット税率下の給与所得者からの所得割税額が、表1の「所得割税額」の「フラット化」の欄の金額である。

表1に示された平成元年度から20年度までのフラット税率の下での所得割税額を用いて税収の変動係数を計算すると0.08125となり、実績に比べて22.8%低下しており、平成5年度と平成16年度との間の税収額の差異も320億円に縮小している。これらの値から判断すると、所得割税率のフラット化は、個人

表1. 名古屋市における給与所得者からの市民税所得割税額の推移（単位：百万円）

平成 年度	課税標準額	算出税額		税 額 控除額	特別・定率減税額		減免税額	所得割税額		
		実績	フラット化		実績	フラット化		実績	フラット化	差額
元	1,666,048	101,946	99,963	258			73	101,615	99,632	▲1,983
2	1,742,304	108,836	104,538	293			73	108,470	104,172	▲4,298
3	1,903,104	111,255	114,186	289			73	110,893	113,824	2,931
4	2,101,716	124,674	126,103	279			80	124,315	125,744	1,429
5	2,222,795	134,267	133,368	254			83	133,930	133,031	▲899
6	2,231,395	134,670	133,884	212	22,737	22,604	66	111,655	111,001	▲654
7	2,188,539	120,912	131,312	187	7,338	7,969	70	113,317	123,086	9,769
8	2,135,830	117,372	128,150	176	7,201	7,862	76	109,919	120,036	10,117
9	2,178,985	123,320	130,739	186			88	123,046	130,465	7,419
10	2,222,979	126,865	133,379	189	12,288	12,919	24	114,364	120,247	5,883
11	2,183,266	119,020	130,996	171	10,581	11,646	111	108,157	119,068	10,911
12	2,105,458	114,032	126,327	161	10,232	11,335	111	103,528	114,720	11,192
13	2,085,544	113,151	125,133	165	10,137	11,210	96	102,753	113,661	10,908
14	2,054,259	111,444	123,256	150	9,970	10,615	95	101,229	112,395	11,166
15	1,979,715	106,816	118,783	145	9,598	10,673	97	96,976	107,868	10,892
16	1,859,130	98,296	111,548	106	9,113	10,342	99	88,978	101,001	12,023
17	1,995,066	106,784	119,704	146	9,797	10,982	118	96,723	108,458	11,735
18	2,050,575	110,098	123,035	147	5,010	5,599	164	104,777	117,125	12,348
19	2,114,195	126,852	126,852	1,887			212	124,753	124,753	0
20	2,173,934	130,436	130,436	2,771			242	127,423	127,423	0

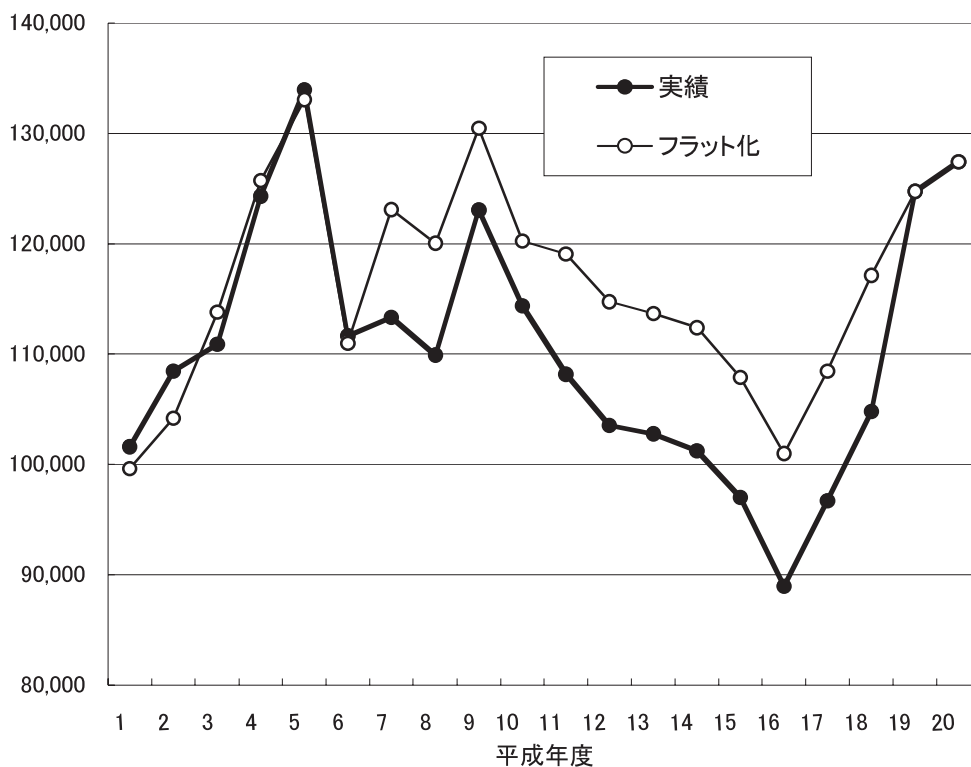
資料：名古屋市財政局主税部酒税課『市町村課税状況等の調』各年度版

市民税収の安定化に寄与すると言える。

しかし、表1における給与所得者からの所得割税収の実績値と、フラット化を想定した場合の推計値の推移を折れ線グラフに描いてみると、図1のように、所得割税率のフラット化は、平成元年から6年度まではほぼ実績と等しい税収をもたらしており、平成7年度以降は、実績に比べると100億円前後高い税収をもたらしているものの、税収の変動そのものは、実績とほぼ平行な推移を示しており、税収の安定化にはそれほど貢献していないことが読み取れる。実際、平成7年度から18年度までの期間の所得割税額の変動係数を求めてみると、実績値が0.08715であるのに対し、フラット税率を想定した場合には0.06753と、両者の差は僅かである。

以上のように、所得割税率のフラット化は、平成10年度から16年度のような課税所得の低迷期に、税収の減少を下支えする効果は持つが、税収の変動そのものを緩和する効果は期待できない。このことは、所得割税率がフラット化された現在においても、昨年末からの急速な景気後退の中で、個人市民税収の減少が免れないことを示唆している。次節では、簡単な回帰分析を用いて、今後予想される個人市民税収の減収がどれほどの規模になるか、短期的な見通しを得ることとする。

図1. 給与所得者からの市民税所得割税収の推移：実績額とフラット税率化を想定した場合の比較



3. 名古屋市における今後の個人市民税収の見通し

すでに述べたように、個人市民税収の7割から8割は、給与所得者からの所得割税収であり、したがっ

て、給与所得者の所得割税額の動向を予想することにより、個人市民税収全体の動向を予想することができる。そして、給与所得者の市民税所得割の課税ベースは「給与」所得に他ならないから、雇用者に対する給与支払額の動向を正確に示す速報性のあるデータを用いることにより、給与所得者の市民税所得割の課税標準額、したがって税収額の短期的な予想が可能になると考えられる。そのようなデータとして、名古屋市における税収見積もりにおいても重視されている指標に、厚生労働省が毎月実施している『毎月勤労統計調査』の「現金給与総額」指数がある。

そこで本節では、この指数を用いて、名古屋市における給与所得者の納税者1人当りの市民税所得割課税標準額の動きを説明する回帰式を推計し、これにもとづいて平成3年度以降の給与所得者からの所得割税額を推計し、実績額の動きとどれほど符合しているかを観察すると同時に、今後の現金給与指数の見通しにもとづいて、今後の個人市民税収の短期的な見通しを得ることとする。

表2の「現金給与総額指数」の欄には、厚生労働省の『毎月勤労統計調査』のホームページから得られた年平均の現金給与総額の指数（調査産業計、平成17年を100とする）が示されている⁴。また、表1にも記載された「課税標準額」の実績値を各年度の納税者数で除した値が、「納税者1人当り課税標準額」の「実

表2. 給与所得者からの所得割税収の推計値の算出（単位：百万円）

平成 年度	現金給与 総額指数	納税者1人当り 課税標準額		納税者数 (人)	課税標準額		算出税額		税額控除・ 減税・ 減免額	所得割税額	
		実績	推計値		実績	推計値	実績	推計値		実績	推計値
3	100.7	2,475	2,464	768,778	1,903,104	1,893,940	111,255	110,719	362	110,893	110,357
4	102.7	2,635	2,564	797,546	2,101,716	2,045,255	124,674	121,325	359	124,315	120,966
5	102.9	2,721	2,611	816,964	2,222,795	2,133,378	134,267	128,866	337	133,930	128,529
6	104.5	2,730	2,616	817,398	2,231,395	2,138,346	134,670	129,054	23,015	111,655	106,039
7	105.6	2,720	2,654	804,643	2,188,539	2,135,177	120,912	117,964	7,595	113,317	110,369
8	106.8	2,639	2,679	809,431	2,135,830	2,168,768	117,372	119,182	7,453	109,919	111,729
9	108.5	2,684	2,708	811,759	2,178,985	2,197,854	123,320	124,388	274	123,046	124,114
10	107.0	2,810	2,747	791,223	2,222,979	2,173,804	126,865	124,059	12,501	114,364	111,558
11	105.5	2,684	2,712	813,377	2,183,266	2,206,051	119,020	120,262	10,863	108,157	109,399
12	105.6	2,624	2,677	802,405	2,105,458	2,148,060	114,032	116,339	10,504	103,528	105,835
13	103.9	2,619	2,679	796,458	2,085,544	2,134,008	113,151	115,780	10,398	102,753	105,382
14	100.9	2,592	2,639	792,542	2,054,259	2,091,912	111,444	113,487	10,215	101,229	103,272
15	100.1	2,526	2,569	783,610	1,979,715	2,013,194	106,816	108,622	9,840	96,976	98,782
16	99.4	2,419	2,550	768,640	1,859,130	1,960,310	98,296	103,646	9,318	88,978	94,328
17	100.0	2,518	2,534	792,394	1,995,066	2,007,881	106,784	107,470	10,061	96,723	97,409
18	100.2	2,526	2,548	811,852	2,050,575	2,068,612	110,098	111,066	5,321	104,777	105,745
19	99.5	2,551	2,553	828,751	2,114,195	2,115,559	126,852	126,934	2,099	124,753	124,835
20	99.9	2,570	2,536	846,015	2,173,934	2,145,738	130,436	128,744	3,013	127,423	125,731

資料：厚生労働省『毎月勤労統計調査』、名古屋市財政局主税部酒税課『市町村課税状況等の調』各年度版

⁴表2には記載されていないが平成2年の指数も厚生労働省（2009）から得られる統計表には記されており、その値は96.4であった。

績」欄に記載されている。市民税所得割の課税ベースが前年の所得であることを考慮して、前年における前者の値によって、各年度の後者の値を説明する線形の単回帰式を推計すると、次のような結果が得られる。

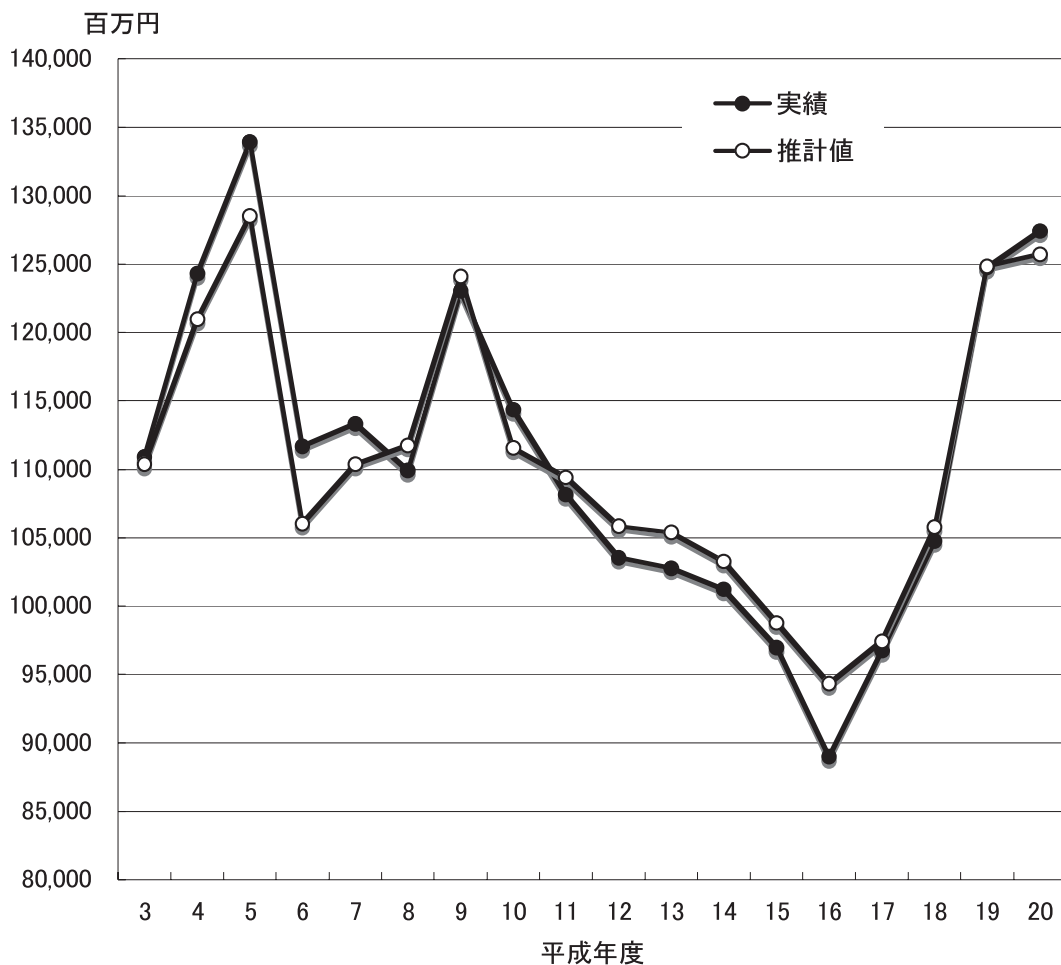
$$TB = 202.357 + 23.457Y_{-1} \quad R^2 = 0.591$$

(0.403) (4.805)

ただし、 TB は給与所得者の納税者1人当り所得割課税標準額、 Y_{-1} は前年の現金給与総額指数を示し、定係数の推定値の下の括弧内の数値は t 値を、 R^2 は決定係数を示している。

上記の回帰式の説明力は60%程度と、あまり高くはないが、この回帰式の Y_{-1} に前年の現金給与総額指数を代入して納税者1人当りの課税標準額の推計値を求め、これに各年度の納税者数を乗じて課税標準額の総額の推計値を求めた上で、各年度の平均税率（＝算出税額の実績値 / 課税標準総額の実績値）を乗じて「算出税額」の推計値を算出し、この値から、「税額控除額」、「特別・定率減税額」の実績値および「減免税額」の和を差し引くことによって、所得割税額の推計値を求めてみると、図2に示されているように、実際の所得割税額の動きをかなり良く追った値となっている。

図2. 給与所得者からの市民税所得割税収の実績値と推計値



そこで最後に、上記の回帰式を用いて、今後1～2年の短期における名古屋市の個人市民税収の見通しを立ててみることにしよう。

まず、平成21年2月18日に公表された『毎月勤労統計調査』の平成20年年平均現金給与総額指数は、99.9であり、平成19年に比べ0.4%の上昇となっている。この平成20年の指数を先に推計した回帰式に代入し、給与所得者の納税者1人当りの市民税所得割課税標準額を求めると、254万6,000円となる。平成21年度の給与所得者の納税者数が平成20年度と同一であり、税額控除額や減免税額も変化がないとすると、給与所得者からの市民税所得割税収は1,262億500万円と算出される。この金額は、平成20年度の給与所得者からの所得割税収の推計値を5億円弱上回っているが、実績額（徴収決定済額）と比べると12億円程度少ない。すでに見たように、平成20年度における給与所得者の所得割税額は、給与所得者以外の税額も合わせた所得割税額全体の77.1%であり、均等割税額は33億円であった。これらの比率や税額が変わらないものとするれば、上で求めた給与所得者の所得割税額から予想される平成21年度の名古屋市の個人市民税収は1,670億円となる。この金額は、名古屋市が公表している平成21年度予算案の個人市民税収額1,673億3,700万円とほぼ同額であり、平成20年度当初予算額と比べると約24億円、平成20年度の実績額（徴収決定済額）比では約16億円の減収となる。

このように、平成21年度に関しては、平成20年における給与水準が平均的にはほぼ横ばいで推移したため、名古屋市の個人市民税収の減少も小幅に留まるものと予想される。しかし、『毎月勤労統計調査』の平成20年12月の数値を見ると、現金給与総額は、前年に比べ、調査産業計で0.8%、製造業では2.8%低下している。そこで、平成21年平均の現金給与総額指数が平成20年に比べ、1%ないしは3%低下した場合の名古屋市の個人市民税収の減少額を平成20年度の実績額（徴収決定済額）を基準として試算してみると、給与所得者の納税者数が平成20年度と変わらないとした場合でも、現金給与総額指数の低下率が1%の場合で約31億円、指数の低下率が3%の場合には約62億円に上るものと見込まれる。さらに、給与水準の低下に伴って給与所得者の納税者が1万人減少するものとするれば、現金給与総額指数の低下率が1%の場合でも約51億円、指数の低下率が3%の場合には約81億円の個人市民税の減収が見込まれる⁵。

4. おわりに

本稿では、まず、平成年代に入ってからからの名古屋市における個人市民税収の動向を、その中心をなす給与所得者からの所得割税収の動きを見ることによって振り返り、ピーク時とボトム時では、現在の個人市民税収の4分の1にあたる450億円程度の変動があったことを確認した。

その上で、平成19年度から導入された所得割税率の6%のフラット化が平成元年度から実施されていた場合を想定し、フラット税率下の給与所得者の所得割税額を実績値と比較することにより、フラット税率化の税収安定化効果を検証した。検証の結果、所得割税率のフラット化は、税収の変動を大幅に緩和するほどの効果は発揮できないが、景気低迷期に、税収の減少を下支えする効果を持つことが明らかとなっ

⁵これらの試算において、所得割税額の総額に対する給与所得者の所得割税額の割合は、平成20年度と同一の77.1%と仮定している。

た。

さらに、『毎月勤労統計調査』の現金給与総額指数によって、給与所得者の納税者1人当り課税標準額の動きを説明する簡単な回帰式を推計し、この回帰式にもとづく給与所得者からの所得割税収の推計値は、実際の税収の推移を比較的良く追えていることを確認した。

そこで、この回帰式を用い、平成20年および21年における現金給与総額指数の推移を想定することによって、今後1～2年の短期における名古屋市の個人市民税収の見通しを立て、平成20年度の実績額（徴収決定済額）に比べて、平成21年度には20億円程度、平成22年度には50億円程度の減収となるとの見込みを得た。

最近の急速な景気後退にもかかわらず、本稿で得た個人市民税の短期的な減収の見通しが比較的小幅にとどまった背景には、給与水準の低下が今のところそれほど大きなものとはなっていないことや、個人市民税が前年課税となっていることなども働いていると思われるが、所得割税率がフラット税率となったことも税収の落ち込みを緩和した要因となったと考えられる。その意味で、所得割税率のフラット化は、個人市民税収の安定化に寄与したと言えよう。

ただ、所得割税率のフラット化が個人市民税収を下支えする効果を持つとしても、名古屋市における市民の所得水準の継続的な低下や、それに伴う納税者数の減少があれば、個人市民税収の一層の減少は避けられないであろう。とくに、納税者数の減少は、経済状況の悪化がなくても、少子高齢化の進行によって発生しうる中長期的な問題でもある。本稿の冒頭でも述べたように、名古屋市は個人市民税、法人市民税、固定資産税のどの基幹税をとっても堅実な税収基盤を有しているが、この税収基盤を支えているのは、中堅給与所得者をはじめとする納税者の厚さである。名古屋市にとってのこの貴重な資産を維持しより充実させて行くためには、税収の使途の面において、納税者にとって魅力ある都市を創造して行く配慮が必要である。自然環境の保全と利便性の向上の両面から都市環境の整備を進めることや、子育て支援など市民が安心して働ける環境を整えることなど、市税を負担しうる納税者層の維持増大に向けた、税源涵養を視野に入れた税収の使途、施策の展開が、短期的にも中長期的にも、個人市民税をはじめとする市税収の安定的確保にとって重要である。

参考文献・統計

- 厚生労働省（2009）「毎月勤労統計調査のページ」（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/tyousa.html>）
- 名古屋市財政局主税部主税課（1989～2008）『市町村税課税状況等の調』平成元年度～平成20年度
- 森徹（2007）「名古屋市における税財政状況の推移と現状」、『国際地域経済研究』第8号 pp. 67-81, 名古屋市立大学大学院経済学研究科附属経済研究所。
- 森徹（2008）「地方分権時代の大都市名古屋の税制を考える」、『国際地域経済研究』第9号 pp. 2-13, 名古屋市立大学大学院経済学研究科附属経済研究所。